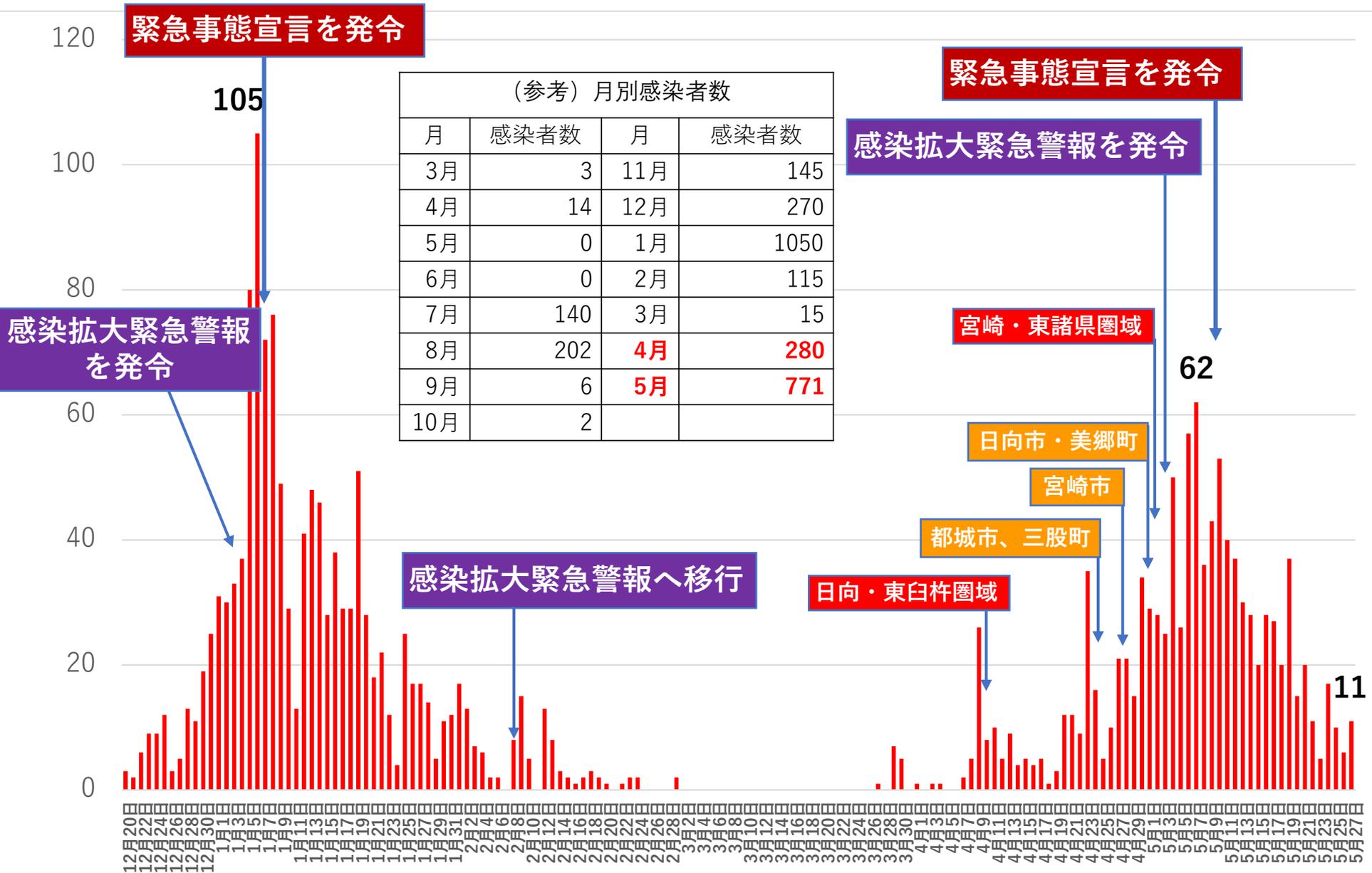


令和3年5月28日

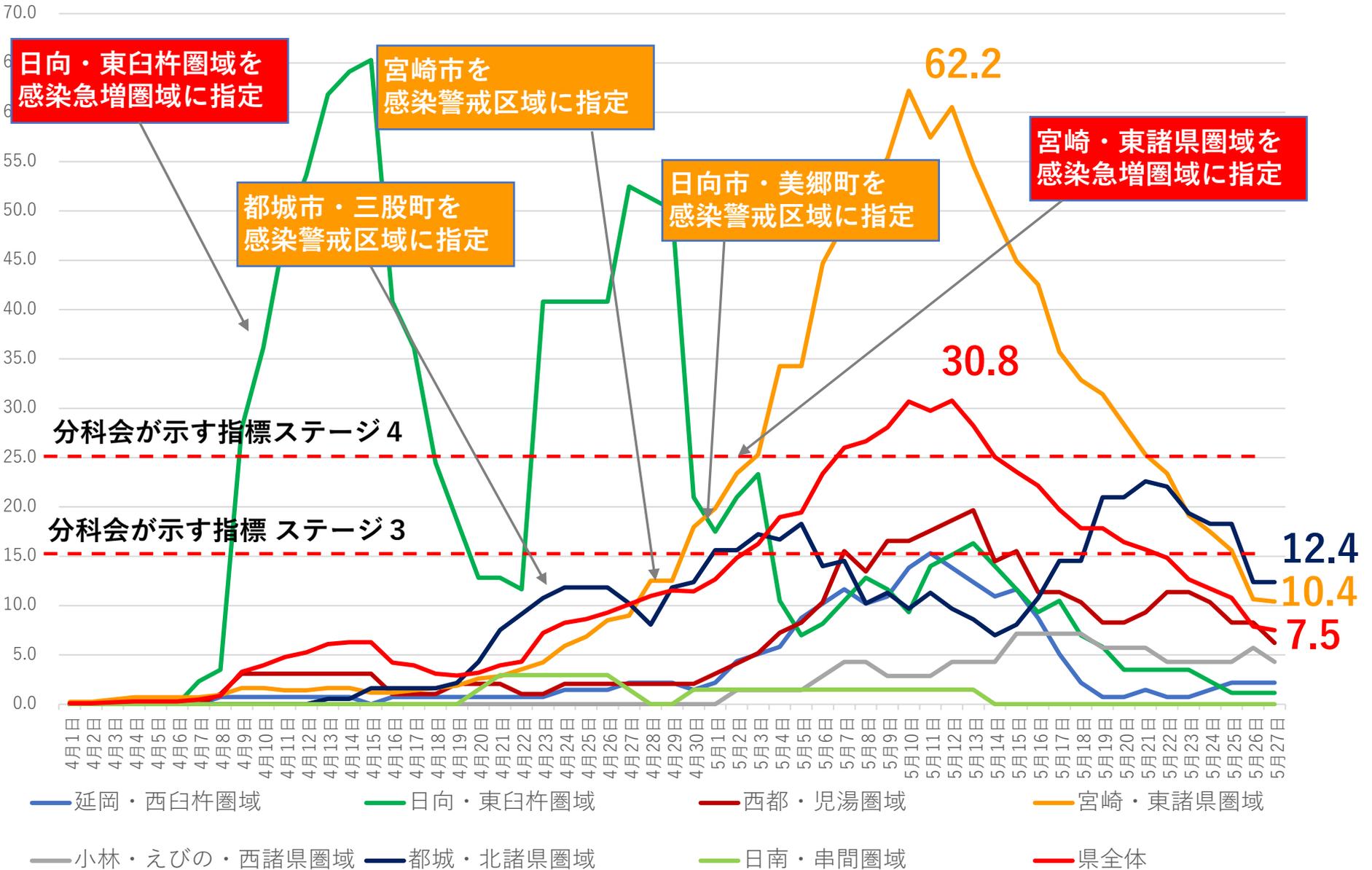
知事会見

本県の感染者数



各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す指標における本県の状況

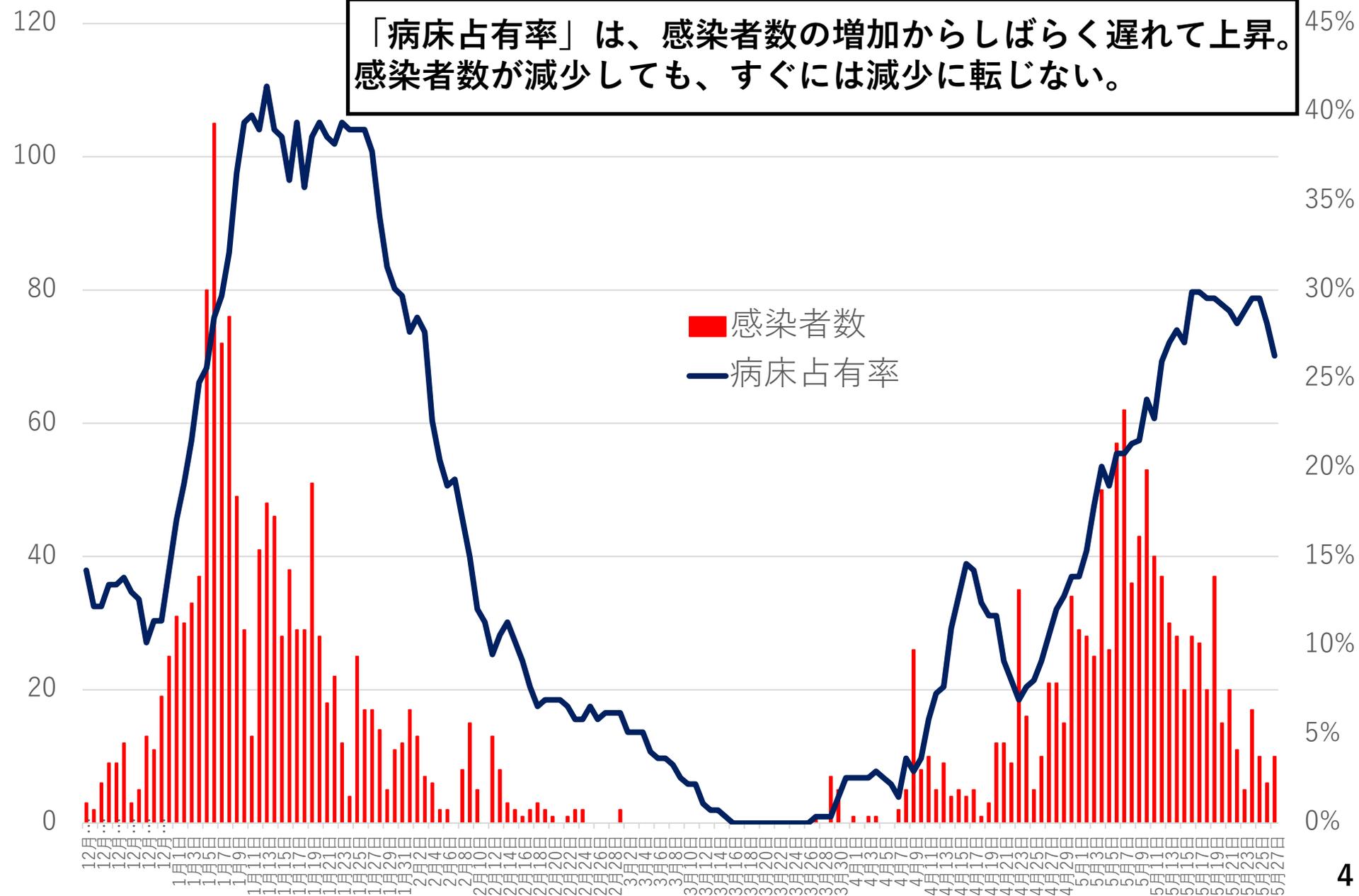
本県の関連指標の状況は以下のとおりであり、**ステージ2相当**の状況にあります。

指 標		現状値	ステージ3 の目安	ステージ4 の目安	備 考	
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 (現時点の確保病床数の占有率)	病床全体	26.3%	25%	50%	・5月27日時点
		うち重症者用 病床	6.1%	25%	50%	・5月27日時点
	②療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数)	17.3人	15人	25人	・5月27日時点 ・全療養者数：入院者、宿泊・施設等療養者、入院・療養調整中の方等を合わせた数	
監視体制	③PCR等陽性率	2.4%	10%	10%	・5月20日から5月26日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数	
感染の状況	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人あたりの感染者数)	7.5人	15人	25人	・5月21日から5月27日まで	
	⑤直近1週間の感染者数と 先週1週間の感染者数の比較	-95人 (直近80人) (先週175人)	直近の感染者数 > 先週の感染者数	直近の感染者数 > 先週の感染者数	・直近1週間 5月21日から5月27日まで ・先週1週間 5月14日から5月20日まで	
	⑥感染経路不明割合	19.2%	50%	50%	・5月15日判明分から 5月21日判明分まで	

ステージ1	感染散発段階	感染者が散発的に発生
ステージ2	感染漸増段階	感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積
ステージ3	感染急増段階	感染者数が急増 医療提供体制に支障
ステージ4	感染爆発段階	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に

本県の感染者数と病床占有率の推移

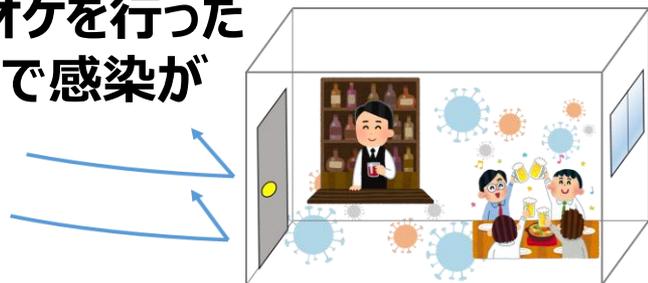
「病床占有率」は、感染者数の増加からしばらく遅れて上昇。
感染者数が減少しても、すぐには減少に転じない。



これまでの第4波における主な感染実例（推定）

飲食店のケース（換気の悪い空間）

・換気の悪い中で、飲食や対策が不十分な状態でカラオケを行ったところ、店内で感染が拡大した。



会食のケース(帰省者との会食)

・県外からの帰省者を含む複数人で会食したところ、集団感染となった。

屋外でのBBQなど、「3密」に該当しない場面でも感染が拡大



職場のケース

・アクリル板の設置やマスクの着用など感染防止対策を実施していたが、休憩所や喫煙所などでのマスクなしの会話等により感染が拡大した。



家庭内のケース

・症状があってもすぐに医療機関を受診しなかったところ、家族に感染が広がった。



車中のケース

・車中でマスクをせず会話をし、感染してしまった。



・マスクなしでの会話や医療機関への受診の遅れが感染拡大の主要因となっている

・また、職場における休憩所など、場面が切り替わった際に、感染対策が不十分となるケースが多い

これまでの第4波における主な対策

○高齢者施設における感染対策の支援

施設内で感染が判明した際に、感染拡大防止のための物資の配布やICN（感染管理看護師）等の派遣を実施

○県立学校における感染防止対策の強化

接触、密集が懸念される行事（遠足・修学旅行・体育大会など）の延期や中止部活動における他校との交流制限等を実施

○接待を伴う飲食店や高齢者施設等への一斉検査の実施

クラスターが発生した日向市内の飲食店の従業員や利用者、感染状況の厳しい都城・北諸県圏域の無症状の高齢者施設職員を対象にした一斉検査を実施

○保健所の積極的疫学調査に基づく幅広い検査の実施

【県全体の人口10万人あたりの新規感染者数がステージ3（15人）を上回る期間の行政検査実施状況】

	第4波	第3波	第3波との比較
ステージ3を上回った期間 (行政検査の総数)	19日間 【5/3～5/21】 (7,836件)	23日間 【1/3～1/25】 (8,366件)	-4日
一日当たりの検査数	412.4件	363.7件	48.7件
期間中の陽性者数	409人	626人	-217人
陽性者1人当たりの検査数	19.2件	13.4件	5.8件

感染状況等の分析（まとめ）

○県独自の「緊急事態宣言」の発令により、新規感染者は減少し、
県内の感染状況は、ステージ2相当にある

- ・ 早期の行動要請や保健所の幅広い検査による感染の早期囲い込みにより、
県内の感染状況は一定程度、沈静化
- ・ 県民、事業者の皆様の御理解・御協力に心から感謝
- ・ 病床のひっ迫具合も療養者数が減少に転じていることにより、今後の改善
が見込まれる

○ただし、県内外に注意すべき感染の火種が残る

- ・ 県外由来や接待を伴う飲食店等での感染が依然として確認されるなど、
県内に未だ感染の火種は残っている
- ・ 国の「緊急事態宣言」も延長される方向で、県外からの持ち込みリスクに
警戒を続ける必要がある

○感染の再拡大を防ぐため、6月1日以降も、
引き続き一定の行動制限の要請と、感染予防対策の徹底が必要

「感染拡大緊急警報」

を発令！

1 発令日

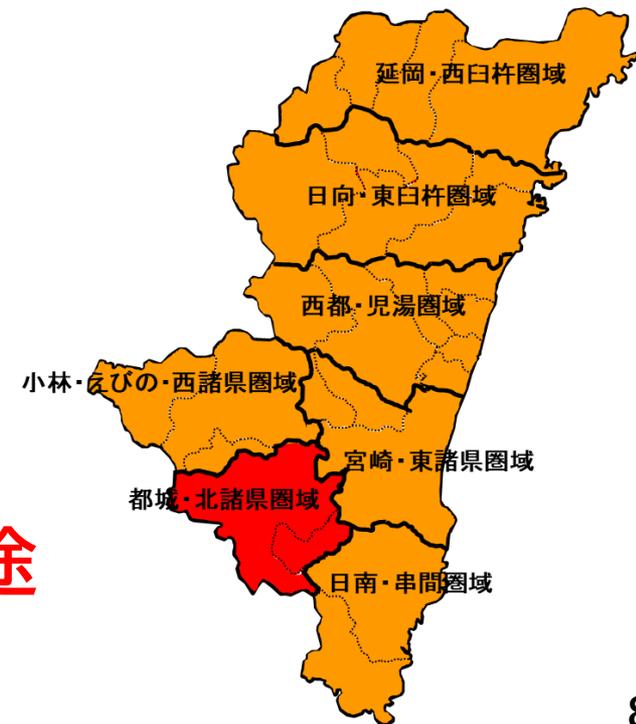
6月1日(火)

レベル4「緊急事態宣言」から
レベル3「感染拡大緊急警報」に移行し、
高い警戒レベルは維持

2 発令期間

6月1日(火)～6月20日(日)を目途

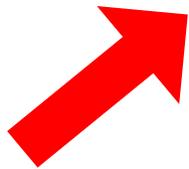
※終期は、感染状況を見極めて判断



「感染拡大緊急警報」の考え方

感染の状況

これまで



感染が急拡大している緊急警報

6 / 1 以降



感染が再び拡大しかねない緊急警報

- ・宮崎市をはじめ、県内に火種が残されており、クラスターの発生や県外からの持込みリスクに引き続き警戒が必要
- ・より感染力が強いと言われている新たな変異株(インド株)のリスクに警戒が必要

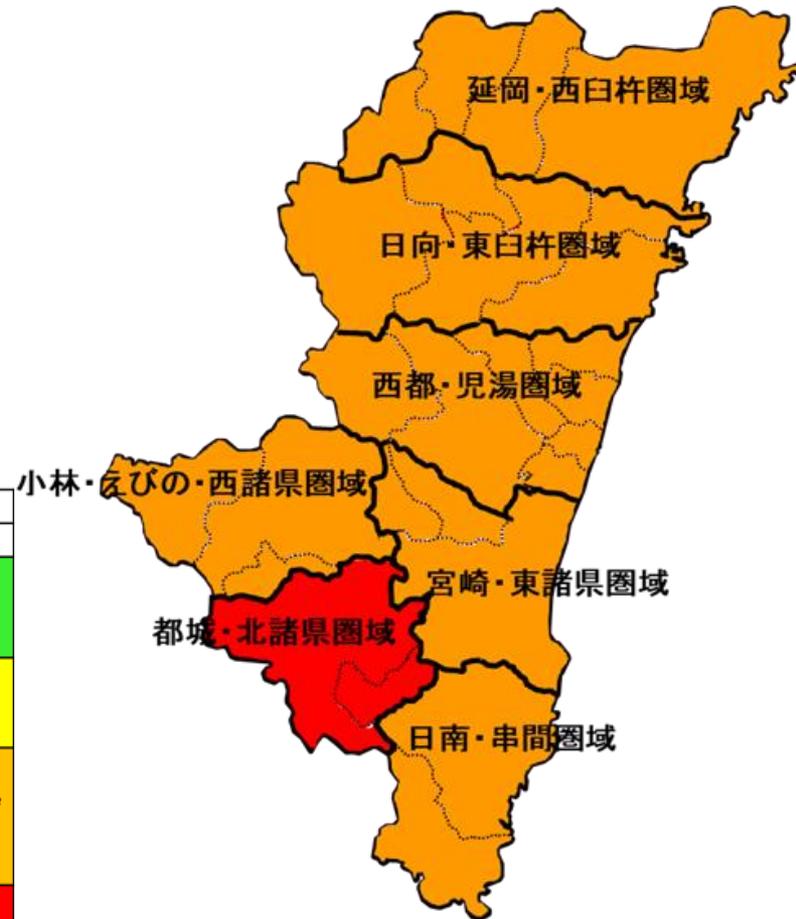
感染状況の区分について

- ① 都城・北諸県圏域の感染急増圏域（赤圏域）の指定を継続
- ② 都城・北諸県圏域以外の全市町村を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

【指定期間】

6月1日（火）～6月20日（日）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



6月1日以降

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
オレンジ	感染警戒区域（※） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限

行動要請について

【対象地域】 県下全市町村

【要請期間】 6月1日（火）～6月20日（日）

【要請内容】

- ①会食は4人以下、2時間以内
- ②イベントにおける会食等の制限
 - ・会食等の場面の制限
 - ・人数上限5千人かつ収容率50%以下
- ③高齢者施設・障がい者施設の面会制限
- ④次の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします

高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者

※感染急増圏域（赤圏域）の指定を継続する
都城・北諸県圏域においては、引き続き、
原則外出自粛や営業時間短縮に御協力ください

県外との往来について

北海道、東京都、愛知県、大阪府、
兵庫県、京都府、岡山県、広島県、
福岡県、沖縄県に

**国の「緊急事態宣言」
発令中！**



不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

県外からの来県について

北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府、岡山県、
広島県、福岡県、沖縄県に

国の「緊急事態宣言」発令中！

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

飲食店等における営業時間短縮要請について

■対象地域：都城市・三股町

■対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）

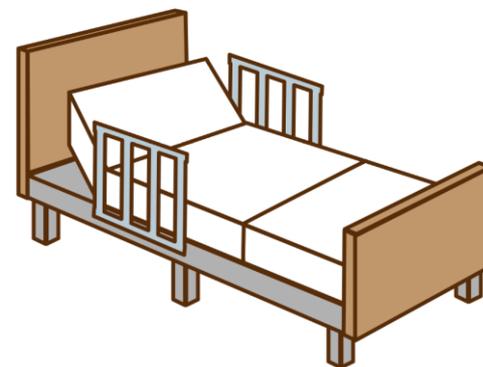
【現在の都城市・三股町における取扱い】

- 要請期間：5月21日（金）～6月10日（木）
※感染状況により期間の短縮もあります
- 協力金対象期間：5月23日（日）～6月10日（木）
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

宮崎市への営業時間短縮要請は5/31（月）までで終了

■検査・医療関係

- ①接待を伴う飲食店や高齢者施設を対象にした早期探知検査の実施
- ②入院受入病床の更なる確保
- ③後方支援病院の確保
- ④自宅療養者への健康観察体制の確保
- ⑤変異株検査体制の強化



■ワクチン接種の加速化

市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援



新型コロナウイルスワクチン接種に従事していただける 医療従事者を募集しています

1 募集職種

医師、歯科医師、薬剤師、看護師

2 従事する業務

- (1) 予診（医師のみ）
- (2) 接種（医師、歯科医師又は看護師）
- (3) 接種補助（薬剤師又は看護師）
- (4) 接種後の状態観察（看護師のみ）
- (5) 副反応等への対応（医師のみ）

3 募集期間 令和3年6月30日（水）まで

4 従事期間 6月上旬（予定）から8月1日（日）まで

5 応募方法

県ホームページ「新型コロナワクチンに関する情報」の応募フォームから

6 問合せ

福祉保健部健康増進課感染症対策室ワクチン接種プロジェクトチーム

電話：0985-26-3141

感染拡大緊急警報

発令中！

「緊急事態宣言」の終了 = ~~安全宣言~~

高い警戒レベルを維持し、
再度の感染拡大を防ぐ！